

グリーンアジア国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(5.0 + 5.0) / 2 = 5.0$

5.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	123%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 1 = 5.0$

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

5.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.6 + 4.4 + 4.6) / 3 = 4.2$

4.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業

(事項)

70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備

(概要)

国との協議の結果、70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、省令等が改正され、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することが可能になった。

(事項)

例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大

(概要)

国との協議の結果、水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材が「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(内規)」等の例示基準に例示され、使用可能鋼材が拡大された。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化

(概要)

国との協議の結果、平成24年5月23日に改正された「危険物の規制に関する規則」により、水素ステーションを併設した給油取扱所における水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置が可能であることが確認された。

(規制所管府省(消防庁)の評価(参考意見))

平成24年の省令改正では、セルフサービス方式の給油取扱所に水素スタンドを併設する場合の技術基準が整備されたが、フルサービス方式の給油取扱所に水素スタンドを併設することは平成17年の省令改正以降可能であったことを申し添えます。

等

専門家による評価の平均値

3.6

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.4

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.6

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.2

- ・取組の方向が明確で、非常に優れた実績を上げている。国際展開への取組が進むことを期待したい。
- ・個別の事業についての取組が積極的に行われており、水素スタンド等での規制の特例の活用や、財政支援、税制支援も積極的に行われている。
- ・事業全体のインパクトは、他地域に比べて必ずしも高くない。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.2

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(5.0 + 4.2 + 4.2 \times 2) / 4 = 4.4$

4.4

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。